

事務連絡
令和6年1月19日

研究機関事務代表者 御中

国立研究開発法人日本医療研究開発機構
経理部契約検査課検査グループ

インボイス制度に係る対応について (免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置)

令和5年(2023年)10月より、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として、「インボイス制度(適格請求書等保存方式)」が開始されたところですが、「免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置」に関して多くのご質問をいただいていることを踏まえ、次のとおりFAQを整理しましたので、お知らせします。

Q: インボイス制度に関しまして、免税事業者等からの仕入れに係る経過措置について、令和8年10月1日まで80%控除可能となっておりますが、控除することができない20%分は直接経費として計上することは可能でしょうか。

A: 直接経費として計上することは可能です。

インボイス制度施行に伴い、仕入先が免税事業者等である場合、令和5年10月から令和8年9月までの課税仕入れに対しては研究機関が負担する20%(令和8年10月から令和11年9月までは50%)の額について直接経費として計上することが可能です。

例: 研究機関が免税事業者と雑役務費110,000円(税率10%)の取引を行った場合

・令和5年10月1日～令和8年9月30日の期間

①雑役務費から消費税額を算出

$$110,000 \text{ 円} \times 10 / 110 = 10,000 \text{ 円}$$

②免税事業者等からの課税仕入れにつき80%控除。研究機関が負担する20%を算出
 $10,000 \text{ 円} \times 20\% = 2,000 \text{ 円}$

→ 直接経費として、「インボイス制度における影響額」として「2,000円」を計上可

・令和8年10月1日～令和11年9月30日の期間

①雑役務費から消費税額を算出

$$110,000 \text{ 円} \times 10 / 110 = 10,000 \text{ 円}$$

②免税事業者等からの課税仕入れにつき 50%控除。研究機関が負担する 50%を算出 $10,000 \text{ 円} \times 50\% = 5,000 \text{ 円}$

→ 直接経費として、「インボイス制度における影響額」として「5,000 円」を計上可

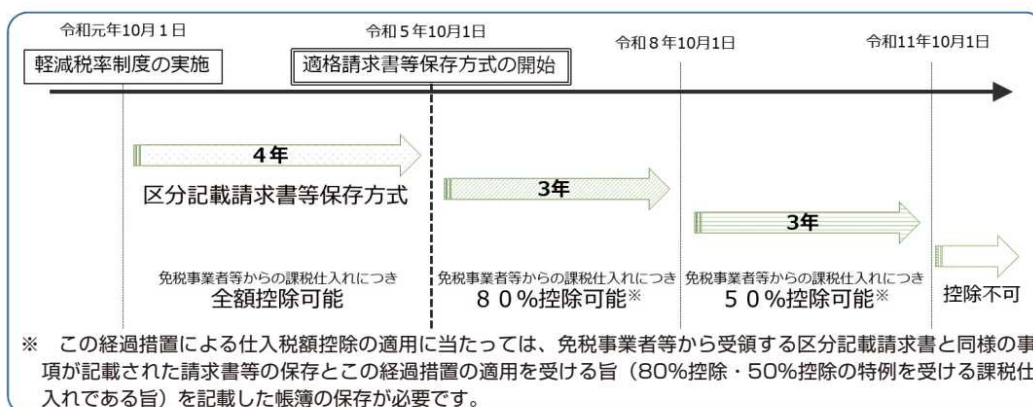
(参考)適格請求書等保存方式の概要 –インボイス制度の理解のために–

(令和 5 年 7 月国税庁)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

- 適格請求書等保存方式の開始後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者（以下「免税事業者等」といいます。）から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。
- ただし、制度開始後 6 年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。



Q：免税事業者等からの仕入れを行い研究機関が負担することとなった額については、消費税相当額を計上することは可能ですか。

A：委託研究開発契約については、消費税相当額を計上することが可能です。
(補助事業については、「委託費」のみ計上することが可能です。)

Q：上記による直接経費はどのように計上したら良いか。

A：収支簿の摘要欄に「インボイス制度における影響額」として、インボイス制度の影響を受けることとなった取引のすぐ下の行に必要所要額を記載してください。また、「不課税取引等に係る消費税相当額」については、他の経費と併せて委託期間の最終日に計上してください。

●研究機関の収支簿（例）

（金額単位：円）

入出金 年月日	検収 年月日	摘 要	収 入	支 出	残 額	支 出 費 目				備 考				
						物品	旅	人件 費	その他	伝票番	支払	その	課税区分	
2023/12/13	2023/11/29	雑役務費作業一式（免税事業者等）		110,000	-110,000				110,000					
2023/12/13		インボイス制度における影響額		2,000	-112,000				2,000					
2024/3/31		不課税取引等に係る消費税相当額		200	-112,200				200					課税対象外

※注：研究機関が免税事業者と取引を行う場合、研究機関の収支簿には、取引がわかるよう摘要欄に「(免税事業者等)」と記載してください。

Q：上記に記載されていることは、再委託先である研究機関においても同様に取り扱いが
て良いか。

A：再委託先の研究機関においても、同様に取り扱いをいただいで結構です。

以上